

大規模小売店舗立地法第4条の指針再改定案の策定に当たって

平成19年1月19日
産業構造審議会流通部会
中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会
合同会議

大規模小売店舗立地法第4条に基づく「指針」は、同法の下で大規模小売店舗（以下「大型店」という。）の設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため、その施設の配置及び運営方法について配慮すべき具体的な事項を定めるものであり、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議での審議を経て、平成17年3月に現行指針が策定された。

現行指針の策定にあたっては、上記審議において「技術的・専門的な進展や社会的な要請の変化に応じた弾力的な対応」が望ましく、また、「継続的に指針の運用状況や関連動向等を検証しながら弾力的に指針改定の必要性を検討していくことが適当」とされたところであるが、現行指針改定後、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議において継続審議が行われた結果、平成17年12月に取りまとめられた中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において以下の点が検討課題として指摘されたところである。

1. 大規模小売店舗と一体として併設されているサービス施設部分に係る駐車場の確保等についても、実態把握を十分行った上で、必要な駐車台数の確保等が行えるよう指針の改定を行うべきである。
2. 大型店も含めた商業者がまちづくりに参加・協力することが望ましいことから、政府においても中心市街地活性化法において中心市街地活性化のための「事業者の責務」に関する規定を新設するとともに、その趣旨も踏まえ、大型店は、退店時の対応等地域におけるまちづくりへの協力について、自らの社会的責任の一環として自主的に取り組むよう求めるべきである。

上記検討課題を踏まえ、経済産業省において、平成15年2月に実施した約1万8千店の大型店設置者に対するアンケート調査（回答数約6千店）のうち、併設施設を有する大型店について再分析を行い、その結果等

に基づいた見直し案を専門調査会において審議することとした。また、審議に当たっては、併設施設を有する大型店に関して、運用状況及び指針改定に向けての要望等について法運用主体である地方公共団体及び大型店関係団体からヒアリングを行い、法運用実態の確認や関係者からの各種要望を直接聴取することとした。

専門調査会においては、上記の方向性に基づき平成18年10月25日から3回にわたり審議を行ったところであり、別添の再改定案を提示することとなった。

1. 具体的な改定内容について

(1) 併設施設関係

併設施設を踏まえた指針の再改定にあたり、前述の中間報告で指摘された必要駐車台数に関する点に限らず、「施設の配置及び運営方法に関する事項」の各項目につき検討を行った。

必要駐車台数について

現行指針に定められている必要駐車台数算出式における各項目（日來客数、ピーク率、自動車分担率、平均乗車人員、平均駐車時間係数）につき、併設施設が与える影響を分析した。

この結果として、

- ・併設施設の種類や施設数による類型化が困難であったため、小売店舗に対する併設施設の面積の割合を基準として影響を分析することが適切と考えられること
- ・大規模小売店舗に併設される施設の面積の割合が20%を超える場合には、日來客数及び平均駐車時間係数に差が生じているため、これを盛り込んだ算出式を策定することが適切と考えられること

とされたため、再改定案に新たに算出式を盛り込むこととした。

なお、法運用主体や大型店関係団体からのヒアリング内容等を踏まえ、各併設施設の必要駐車台数を小売店舗の必要駐車台数の外数として算出することが適切な場合があることに鑑み、このような考え方を排除せず、上記算出式を参考値と位置づけることで法運用主体による柔軟な運用を確保することとした。

騒音、廃棄物、防犯等について

分析により定量的な方向性は導出されなかったが、大型店の設置者に対して併設施設の騒音、廃棄物、悪臭、防犯に関しても留意すべき旨、定性的な記述を盛り込むこととした。

(2) 大型店の社会的責任について

大型店の社会的責任については、前述の中間報告や「中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)」、(以下、「中活法」という。)第6条に責務規定が定められる等、地域づくり、まちづくりに関する大型店の貢献に対する期待の高まりが見られるところである。これを受け、退店時における早期の情報提供等の取組を、業界団体や個々の事業者が自主的に積極的に行う旨、盛り込むこととした。

(3) その他

中活法に規定する認定基本計画を踏まえた地域独自の基準

必要駐車台数の基準については、地域の実情に応じた地域独自の基準が制定・公表されている場合においては当該基準を用いることができることとされている。今般、法運用主体が地域の実情に応じ、地域独自の基準を定める場合の例示として、中活法第9条第10項に規定する認定基本計画の中で公共交通機関の整備が盛り込まれている場合を明示することとした。

駐車場法改正に伴う記述の整理

改正駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第4項において、自動車の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車が含まれたことに伴い、記述の整理を行った。

2. 今後の課題等について

(1) 指針再改定内容の普及等

今回の指針再改定に伴い、法運用主体が運用体制を整備するため、また設置者が適切な対応策を検討するために一定の準備期間を確保することが必要である。

以上の事情も勘案し、経済産業省においては、法運用主体や大型店設置者など関係者に再改定内容を十分周知するとともに、改定された指針を適用するために必要な準備期間を確保するよう配慮されたい。

(2) 指針再改定に伴う今後の作業等

今回の指針再改定により、併設施設の影響を参考値として盛り込むこととしたが、今後、併設施設に関する考え方や取り扱いについて運用事例の蓄積が見込まれる。大型店に対する社会的要請、技術的、学術的な知見の進歩等を勘案しつつ、法運用主体や大型店設置者の協力の下、専門家を中心として継続的に指針の運用状況や関連動向等を検証しながら弾力的に指針改定の必要性を検討していくことが適当である。